

(写)

(別紙2)

総財調第10号

平成26年7月25日

関係各大臣 殿

総務大臣 新藤義孝

平成27年度の地方財政措置について

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、財政健全化は、国・地方共通の重要な課題であります。

先般、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、財政健全化のため、国・地方双方で徹底した取組が求められていますが、その際には、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、改革に取り組むことが重要であります。

また、地方分権改革については、個性を活かし自立した地方をつくるため、地方に対する権限移譲及び規制緩和等を力強く推進する必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、平成27年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、特に、下記の事項を含めて、貴府省に対し要請いたしたい事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 東日本大震災の復旧・復興事業について、人材不足及び資材不足に伴う労務費・資材の高騰に配慮して適切に施工確保対策を講じることや、平成26年度末に設置期限を迎える各種基金を活用した被災団体向けの事業について、被災団体の実情を踏まえ、引き続き適切に財政措置を講じること、また、国土強靱化、防災・減災対策の推進に当たっては、所要の財源を確保すること。
- 2 社会保障制度改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行、介護保険制度の安定的な運営の確保、国民健康保険制度の抜本的な見直し等を行うこと。
- 3 「海岸漂着物等の処理」、「地球温暖化対策」など、地方財政に影響を及ぼす施策について、所要の国費の確保等適切な措置を講じること。

(写)

総財調第11号

平成26年7月25日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 関口昌一

平成27年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成27年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第12号

平成26年7月25日

財務副大臣 殿

総務副大臣 関口昌一

平成27年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、平成27年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総財調第13号

平成26年7月25日

各都道府県知事

各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長

(公印省略)

平成27年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、平成27年度予算の概算要求の準備を進めているところでありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 東日本大震災の復旧・復興の推進及び国土強靱化、防災・減災対策の推進	
1 東日本大震災の復旧・復興の推進……………	1
2 国土強靱化、防災・減災対策の推進……………	1
II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等……………	1
2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等……………	1
3 国庫補助負担金の整理合理化……………	2
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等……………	2
2 国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	2
3 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力等……………	2

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 府	1 子ども・子育て支援新制度に係る財政措置等……………	3
	2 地域自殺対策緊急強化基金に関する財政措置……………	3
警 察 庁	警察行政経費に係る国庫支弁の改善……………	3
文部科学省	1 教職員定数の増加の抑制……………	3
	2 子ども・子育て支援新制度に係る財政措置等……………	3
	3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消……………	4
厚生労働省	1 社会保障制度改革関連……………	4
	(1) 子ども・子育て支援新制度に係る財政措置等……………	4
	(2) 介護保険制度の安定的な運営の推進……………	5
	(3) 国民健康保険制度の持続可能性の確保等……………	5
	(4) 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度(基金)に関する財政措置……………	5
	(5) 難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度の円滑な実施……………	5
	2 安心こども基金に関する財政措置……………	5
	3 生活困窮者自立支援制度に係る財政措置……………	6
4 障害者自立支援給付に係る超過負担の解消……………	6	

省庁名	項 目	頁
農林水産省	1 直轄事業の見直し……………	6
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	6
	3 海岸漂着物等の処理の推進……………	6
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等……………	6
	2 地球温暖化対策の推進……………	7
水 産 庁	海岸漂着物等の処理の推進……………	7
資源エネルギー庁	1 石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善……………	7
	2 地球温暖化対策の推進……………	7
国土交通省	1 直轄事業の見直し……………	7
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	8
	3 直轄道路・河川の権限移譲に係る財政措置……………	8
	4 整備新幹線に係る財政負担……………	8
	5 海岸漂着物等の処理の推進……………	8
環 境 省	1 地球温暖化対策の推進……………	8
	2 海岸漂着物等の処理の推進……………	8

【共通事項】

「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

I 東日本大震災の復旧・復興の推進及び国土強靱化、防災・減災対策の推進

1 東日本大震災の復旧・復興の推進

東日本大震災からの復旧・復興支援に当たっては、被災団体の意見を十分に踏まえ、各団体の復旧・復興計画に基づいた事業が早期かつ円滑に推進できるよう、所要の予算措置等を講じるほか、必要に応じ、制度の見直しを行われたいこと。特に、被災団体において、人材不足及び資材不足により労務費・資材の高騰が発生していることに配慮し、実勢価格を反映した労務単価の設定等の施工確保対策を講じられたいこと。また、引き続き、国庫補助負担金等の交付の早期化や、被災団体の事務負担の軽減を図るとともに、平成 26 年度末に設置期限を迎える各種基金を活用することにより推進している被災団体向けの事業については、被災団体の実情を踏まえ、適切に財政措置を講じられたいこと。

また、原子力災害からの復旧・復興に要する経費については、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年法律第 147 号）の趣旨や国がこれまで原子力政策を推進してきたことに鑑み、極力地方に負担が生じることのないようにすること。

さらに、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力事業者から地方公共団体への賠償については、早期に支払が行われるよう適切に対応されたいこと。

2 国土強靱化、防災・減災対策の推進

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）に基づき地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

また、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）及び「首都直下地震対策特別措置法」（平成 25 年法律第 88 号）等に基づき地方公共団体が実施する防災・減災対策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、国から地方への事務・権限の移譲など国と地方の役割分担の見直しや、更なる義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減、必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止、縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止、縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等

組織・機構の簡素合理化など地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴

い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策で必ず減員措置を講じ、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

また、分割交付方式を導入することにより実質的に地方公共団体に財政負担を転嫁することは行わないようにされたいこと。

2 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

3 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力等

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」を踏まえ、引き続き徹底した効率化・経営健全化を図る必要がある。

このことを踏まえ、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、林業公社をはじめとする国の施策に関連して設立された第三セクター等の効率化・経営健全化の取組に対しては、必要な支援を行うなど積極的に協力されたいこと。

【個別事項】

(内閣府)

1 子ども・子育て支援新制度に係る財政措置等（同旨文部科学省、厚生労働省）

平成 27 年 4 月に施行する予定の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、市町村による利用調整等の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、引き続き、地方と十分に協議を行われたいこと。

また、国として、事業の実施主体である地方において、子ども・子育て支援新制度の施行事務が円滑に進められるよう、適切な支援に努めるとともに、利用者や事業者等の関係者に対して、制度についてのきめ細かな広報・周知を行うこと。

さらに、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、施行後の各年度において、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。

特に、放課後児童健全育成事業については、平成 31 年度末までに 30 万人の受け皿を拡大することとされており、当該事業を含む地域子ども・子育て支援事業については、地域ニーズに基づいた施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、所要の財源を確実に確保されたいこと。

なお、現在生じている超過負担を、子ども・子育て支援新制度の施行時において完全解消すること。

2 地域自殺対策緊急強化基金に関する財政措置

国の交付金による地域自殺対策緊急強化基金は、平成 26 年度末に設置期限を迎えるが、国が「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）により設定した目標は未だ達成されておらず、地方においても自殺対策の更なる推進が必要であることから、当該基金を活用することにより推進している事業については、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

(警察庁)

警察行政経費に係る国庫支弁の改善

警察行政経費のうち、警察用車両の購入費等は、「警察法」（昭和 29 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項の規定に基づきその全額を国庫が支弁することとされているが、捜査用車等において都道府県費による車両の整備も行われているのが実態である。

都道府県の実態に即し必要かつ十分な額を確保し、地方負担を生じさせないようにされたいこと。

(文部科学省)

1 教職員定数の増加の抑制

教職員定数については、国・地方を通じた厳しい財政状況、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」等を踏まえ、教職員数の増加を伴う施策について、改善増を真に必要なものに限るなど、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すことのないように、厳に抑制されたいこと。

2 子ども・子育て支援新制度に係る財政措置等（同旨内閣府、厚生労働省）

平成 27 年 4 月に施行する予定の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、市町村による利用調整等の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、引き続き、地方と十分に協議を行われたいこと。

また、国として、事業の実施主体である地方において、子ども・子育て支援新

制度の施行事務が円滑に進められるよう、適切な支援に努めるとともに、利用者や事業者等の関係者に対して、制度についてのきめ細かな広報・周知を行うこと。

さらに、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、施行後の各年度において、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。

特に、放課後児童健全育成事業については、平成 31 年度末までに 30 万人の受け皿を拡大することとされており、当該事業を含む地域子ども・子育て支援事業については、地域ニーズに基づいた施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、所要の財源を確実に確保されたいこと。

なお、現在生じている超過負担を、子ども・子育て支援新制度の施行時において完全解消すること。

3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消

幼稚園就園奨励事業、特別支援教育就学奨励事業及び教育支援体制整備事業については、国予算の不足による地方公共団体の超過負担が生じており、事業の執行に支障を来しているため、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

特に、幼稚園就園奨励事業については、超過負担が恒常的に発生してきたが、子ども・子育て支援新制度の施行時までには超過負担を確実に解消することとなっていることから、その完全解消を行うこと。

(厚生労働省)

1 社会保障制度改革関連

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号。以下、「プログラム法」という。）に基づき社会保障制度改革に関する法制上の措置を具体化する際には、年金を除く医療、介護、子育て等の社会保障の多くを地方公共団体が担っていることから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

(1) 子ども・子育て支援新制度に係る財政措置等（同旨内閣府、文部科学省）

平成 27 年 4 月に施行する予定の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、市町村による利用調整等の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、引き続き、地方と十分に協議を行われたいこと。

また、国として、事業の実施主体である地方において、子ども・子育て支援新制度の施行事務が円滑に進められるよう、適切な支援に努めるとともに、利用者や事業者等の関係者に対して、制度についてのきめ細かな広報・周知を行うこと。

さらに、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、施行後の各年度において、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。

特に、放課後児童健全育成事業については、平成 31 年度末までに 30 万人の受け皿を拡大することとされており、当該事業を含む地域子ども・子育て支援事業については、地域ニーズに基づいた施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、所要の財源を確実に確保されたいこと。

なお、現在生じている超過負担を、子ども・子育て支援新制度の施行時において完全解消すること。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた

子ども・子育て支援策の展開を阻害する措置を見直すとともに、特に乳幼児医療費の自己負担のあり方については、高齢者医療費の自己負担とのバランスを踏まえ、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

(2) 介護保険制度の安定的な運営の推進

平成 27 年度からの第 6 期介護保険制度の実施及び介護報酬改定に当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

特に、市町村における実態を適切に反映して、介護予防・日常生活支援総合事業に係る指針を策定するとともに、介護等従事者の処遇改善に取り組まれたいこと。

(3) 国民健康保険制度の持続可能性の確保等

社会保障制度改革における国民健康保険制度の見直しに当たっては、プログラム法の規定に基づき、財政上の構造問題を解決することとした上で、財政運営を都道府県が担うことを基本とすること、保険料の賦課及び徴収や保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担すること、という方向性に沿って、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」等で地方と十分に協議を行われたいこと。

高額医療費共同事業の国庫負担額の一部や非自発的失業者の保険料軽減制度の減収補填に、国の財政調整交付金の一部が充当されているが、これらの措置に必要な国費は、本来、当該措置を目的とした国庫負担金により賄うべきものであることから、国の財政調整交付金とは別枠で確保すること。

また、特定健康診査及び特定保健指導の国庫負担について、地方公共団体に超過負担が生じている実態を踏まえ、所要の国費を確保すること。

(4) 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）に関する財政措置

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）については、平成 27 年度から公的介護施設等の整備に関する事業等が対象とされることも踏まえ、地域にとって必要な事業の円滑な執行が図られるよう所要の国費を確保されたいこと。

(5) 難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度の円滑な実施

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）の成立及び「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い、平成 27 年 1 月から施行される新たな難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度の円滑な実施のため、国において、対象となる疾病の基本的考え方、対象患者の認定基準及び自己負担の水準など制度改正の内容について、患者とその家族をはじめとする関係者の理解を得るよう努められたいこと。

2 安心こども基金に関する財政措置

国の交付金による安心こども基金を活用して実施されている各種事業について、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指す「待機児童解消加速化プラン」の推進や子ども・子育て支援新制度への移行に支障を来さないよう、保育所等の整備、保育士確保に対する所要の国費を確保するとともに、子ども・子育て支援新制度へ直接移行しないひとり親家庭等への支援や社会的養護の推進等の事業が継続して実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

3 生活困窮者自立支援制度に係る財政措置

「生活困窮者自立支援法」(平成 25 年法律第 105 号)に基づき、平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援制度については、地方における施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、必要な財源の確保のための措置を講じられたいこと。

4 障害者自立支援給付に係る超過負担の解消

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。)に基づく居宅介護の対象者については、「介護保険法」(平成 9 年法律第 123 号)に基づく訪問介護が優先して適用される。当該訪問介護によって必要なサービスを賄うことができない場合、当該賄うことができないサービスについては、障害者総合支援法に基づく居宅介護の対象となり得るとされている。この場合、当該居宅介護の対象となり得る経費については、国庫負担の対象外とされているが、地方公共団体に自立支援給付に係る超過負担が生じていることから、当該経費についても国庫負担の対象とする等の具体的な検討を行われたいこと。

(農林水産省)

1 直轄事業の見直し(同旨国土交通省)

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」(平成 21 年 4 月 24 日)及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成 25 年 12 月 20 日閣議決定)を踏まえ、その縮減に取り組まれたいこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨国土交通省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和 36 年政令第 258 号)第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

3 海岸漂着物等の処理の推進(同旨水産庁、国土交通省、環境省)

国の補助金による海岸漂着物地域対策推進事業については、平成 26 年度末に実施期限を迎え、補助対象とされない海岸が生じるため、地方公共団体による海岸漂着物等の円滑な処理に支障を来さないよう、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号)の趣旨を踏まえ、引き続き所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

(林野庁)

1 林業公社の抜本的な経営対策等

林業公社の経営対策については、不採算分収林の区分と契約解除等に向けた取

組を支援する「分収林契約適正化事業」を着実に実施し、契約解除に伴う義務的繰上償還（補償金なし）を進めるなど、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、より効率的かつ効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続きその実現に向け努力されたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済や利子負担軽減が図られるよう効果的な対策を検討すること。

2 地球温暖化対策の推進（同旨資源エネルギー庁、環境省）

平成 24 年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて早急に総合的な検討を進めること。

（水産庁）

海岸漂着物等の処理の推進（同旨農林水産省、国土交通省、環境省）

国の補助金による海岸漂着物地域対策推進事業については、平成 26 年度末に実施期限を迎え、補助対象とされない海岸が生じるため、地方公共団体による海岸漂着物等の円滑な処理に支障を来さないよう、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえ、引き続き所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

（資源エネルギー庁）

1 石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善

電源立地地域対策交付金の充当制限が撤廃されたことを踏まえ、石油貯蔵施設立地対策等交付金についても、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう、国庫補助負担事業への充当制限の撤廃及び対象の拡大を早期に実現されたいこと。

2 地球温暖化対策の推進（同旨林野庁、環境省）

平成 24 年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて早急に総合的な検討を進めること。

（国土交通省）

1 直轄事業の見直し（同旨農林水産省）

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成 21 年 4 月 24 日）及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、その縮減に取り組まれたいこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

3 直轄道路・河川の権限移譲に係る財政措置

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」で示された基本的な考え方に沿って、地方公共団体との個別協議により移譲されることとなった直轄道路・河川の建設費については、同方針に沿って適切に財政措置を講じられたいこと。

4 整備新幹線に係る財政負担

整備新幹線の現在建設中区間について、開業前倒しを検討するに当たっては、新幹線鉄道の整備は国土の総合的かつ普遍的開発のための国家的事業であり、国が主体的な役割を果たすべきものであることに鑑み、「全国新幹線鉄道整備法施行令」（昭和 45 年政令第 272 号）における現行の建設費用の負担割合について、地方負担分を増加させることのないようにされたいこと。また、国として幅広い観点から必要な財源を確保し地方負担の軽減を図るとともに、関係地方公共団体と十分に協議し理解を得るよう努めること。

5 海岸漂着物等の処理の推進（同旨農林水産省、水産庁、環境省）

国の補助金による海岸漂着物地域対策推進事業については、平成 26 年度末に実施期限を迎え、補助対象とされない海岸が生じるため、地方公共団体による海岸漂着物等の円滑な処理に支障を来さないよう、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえ、引き続き所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

（環境省）

1 地球温暖化対策の推進（同旨林野庁、資源エネルギー庁）

平成 24 年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて早急に総合的な検討を進めること。

2 海岸漂着物等の処理の推進（同旨農林水産省、水産庁、国土交通省）

国の補助金による海岸漂着物地域対策推進事業については、平成 26 年度末に実施期限を迎え、補助対象とされない海岸が生じるため、地方公共団体による海岸漂着物等の円滑な処理に支障を来さないよう、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえ、引き続き所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。